

奈良県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百六十八号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
吉野郡十津川村宇宮原 七六一番二先から 吉野郡十津川村宇宮原 八六六番四先まで		前		四・一 ） 一・一	二四〇〇・〇	旭橋 L 七六・四m
吉野郡十津川村宇宮原 七五二番先から 吉野郡十津川村長殿三 五七番一先まで		後		一〇・〇 ） 九八・〇	一八〇〇・〇	
		B	A			
		九八・〇	一〇・〇	一八〇〇・〇		